

未来の 当たり前を つくろう！



事業指定助成プログラム【事業発展型】

2023 年度

【募集要項】

実施団体募集期間	常時募集（申請年度に寄付募集の場合は 11 月 30 日まで）
寄付募集期間	～2月末 ※開始時期は事業に応じて各自設定 ※終了日は年度ごとにみんつくで設定 原則、年度を跨いでの募集は行わない
助成式／事業紹介	2024 年 3 月 29 日(金)

お問合せ・申請先

TEL 0866-31-5530（代表）

E-MAIL info@mintuku.jp URL www.mintuku.jp

〒719-1131 総社市中央 2 丁目 2-8 FLCB2 階

受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日 9：30～17：30



公益財団法人

みんなでつくる財団おかやま

OKAYAMA Share Foundation

1.「未来の当たり前をつくろう！」事業指定助成プログラム【事業発展型】とは？

事業指定助成プログラムとは、寄付を原資とした助成事業です。

NPO・市民団体等が取り組む事業内容を社会に発信し、事業への賛同者を募ることで、寄付により資金集めを支援する仕組みです。

[事業指定助成プログラムの効果・特徴] (必ずしも効果を保証するものではありません)

- ① 事業を応援してくれている方から直接資金を集めることができる
- ② 新聞・SNS等のメディアを活用した発信により、広く多くの人に事業の重要性・内容について知ってもらうことができる
- ③ 事業に関わる人を増やすことができる(金銭以外の支援等)

(1) プログラムの種類

みんつくの事業指定助成プログラムは、下記2プランで構成しております。みなさまの目的に応じてご活用ください。

プラン①：はじめの一步型 (別途募集要項参照)

団体の寄付募集のはじめの一步を応援します。

次年度以降も活動継続を予定しており、団体運営のための仲間集めや寄付募集を行うことと、組織基盤強化を目指す団体様が対象となります。

- [対象イメージ]
- ・団体の寄付募集をはじめたい方、事業の資金を集めたい方
 - ・団体や事業に関わる人や応援してくれる人を増やしたい方
 - ・寄付集めによる資金調達のノウハウを身につけたい方

(例) 任意団体や個人等で、寄付集めをして活動を新たに始めたい方 など

プラン②：事業発展型 【当プログラム】

特定のプロジェクトの組成を応援します。

すでにある程度の活動実績と継続性が認められ、寄付集めにより現在の活動をさらに発展させたい団体様が対象となります。(プラン①よりも、より自発的な活動が求められます。)

- [対象イメージ]
- ・もっと多くの方に団体事業のことや取り組んでいる課題について知ってもらい、事業を発展・拡充したい方
 - ・団体や事業に関わる人や応援してくれる人を増やしたい方

(例) すでに寄付による事業運営を行っているNPO法人等で、寄付・仲間集めを通して活動をより発展させるきっかけを作りたい方 など

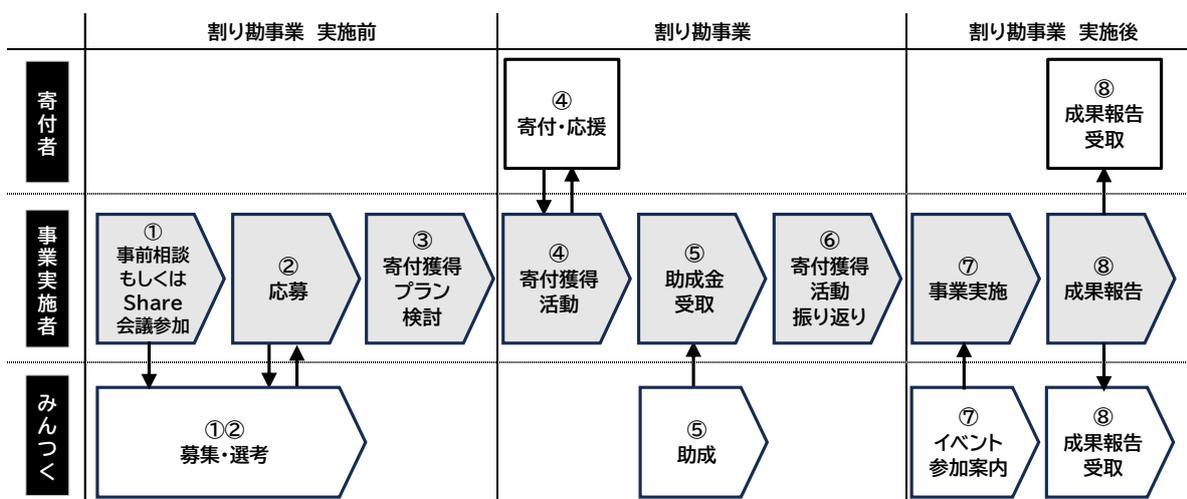
■プログラム概要 比較表

		プラン①：はじめの一步型	プラン②：事業発展型
制 度	支援内容	・広報、周知 ・寄付受付、領収書発行 ・研修、伴走支援（必須）	・広報、周知 ・寄付受付、領収書発行
	システム	コングラント	コングラント
	手数料 (運営経費)	集まった寄付金額の 達成時 20% or 未達成時 30%	集まった寄付金額の <u>15%</u>
	実施団体 募集期間	第 17 期：2023 年 10 月 10 日～11 月 30 日	常時募集 (申請年度に寄付募集の場合は 11 月末まで)
	申請事業数	1 事業／団体 を基本	1 団体が複数事業申請可 ※事業ごとに申請
	審査方法	選考委員による審査 (一般公開プレゼンテーションによる選考)	選考委員による審査
事 業	寄付募集 期間	寄付募集開始*～2024 年 2 月 29 日(木) ※事業に応じて設定	寄付募集開始*～2 月末 ※事業に応じて設定
	助成時期	第 17 期：2024 年 3 月 29 日(金)	毎年 3 月 29 日

※以降は「プラン②」に関する説明です。「プラン①」については、別紙「割り勘で夢をかなえよう！事業指定助成プログラム【はじめの一步型】 募集要項」をご覧ください。

(3) プログラムの流れ

事業の状況を伺いながら、インターネットメディアを含めた募集ツールを整備し、事業実施団体の自主性のもと寄付募集を行います。寄付募集の取り組みを通じて、実施団体が解決を目指す社会課題の認知と理解を高め、事業内容や事業の重要性を社会に発信していきます。



※「事業発展型」では、計画策定等の伴走支援は行わないことを基本とします。必要に応じて、相談や研修等の機会を設けさせていただくことは可能ですので、別途お申し付けください。

2. 助成希望限度額及び運営経費

- ・助成希望額には上限、下限の限度額の定めはありません。
- ・補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の100%を申請可能です。
- ・申請いただいた事業の執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。
- ・助成される金額は、実際に集まった寄付金額から運営経費をひいたものになります。

※寄付募集額は、申請額に当財団の運営費等を加えた額となります。

※寄付募集額は採択決定後、申請額をもとに決定します。

※運営経費（システム利用料含む）＝集まった寄付金額の15%

システム利用料は、クレジット手数料やコングラントシステム利用料を指します。

3. 対象となる団体

下記①②③全てに該当する団体が対象となります。

- ① 岡山県内に事務所を置く NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体などであること。（法人格の有無は不問）
- ② 以下のいずれにも該当しない団体であること
 - * 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - * 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - * 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という。）、その他法令、公序良俗等に違反する団体
- ③ 下記<1><2>のいずれかで団体・事業の概要、及び財務状況が確認できる団体であること
※原則として<1>にて行い、困難な場合のみ<2>の対応をお願いします※

<1> インターネット上の情報（下記①または②）にて内容の確認ができる

- ① CANPAN へ情報開示レベル★3つ以上で団体登録ができていること

※ CANPAN とは日本財団および特定非営利活動法人 CANPAN センターが運営する公益コミュニティサイトです（URL：<https://canpan.info>）

※ 希望者は情報登録の勉強会を事務局で開催いたします。

- ② HP で下記の団体情報が公開されていること

【最低限開示が必要な情報】 法人基礎情報（所在地、沿革、定款、連絡先等）、団体の目的、活動概要、役員名簿、財政・会計情報（過年度決算報告書）

<2> 書類での情報開示が可能であり内容の確認ができる

「登記事項全部証明書（法人のみ、法人以外は役員名簿）」「定款」「決算書」「報告書やパンフレット等の活動内容が分かる書類」の提出（コピー可）により、団体・事業の概要、及び、財務状況が確認できる団体であること。

※ 寄付募集開始までに、<1>の①または②での団体情報の開示をお願いします。

- ④ 翌年度以降も活動を継続予定の団体であること。

4. 対象となる事業

以下のいずれにも該当せず、社会課題の解決のための事業（地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する）を対象とします。

原則として寄付募集終了後1年以内に実施する事業（申請時にすでに実施中の事業も可）とし、1団体あたりの申請事業数に制限はありません。また施設・備品整備事業も対象となります。

【対象とならない事業】

- * 営利を主たる目的とする活動
- * 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- * 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- * 暴力団等と関係のある活動、その他法令・公序良俗等に違反する活動

5. 申請方法

（1）申請必須条件

事務局への事前相談

<事前相談>

「申請書」または「事前ワークシート」に必要事項を記入のうえ、事前に事務局へ日程調整のご連絡（電話またはメール）をお願いします。

ご来所いただくか、オンラインまたは電話にて事前相談を行います。

(2) 申請書の提出

所定の「助成事業申請書」に必要事項を記入のうえ、下記「提出書類一覧（チェックリスト）」に記載のいずれかの方法でご提出ください。必要に応じて団体の概要資料（リーフレット、チラシ、写真等）を添付いただくことも可能です。

募集期間：常時募集

※2023年度内に寄付募集を行う場合：最終締切 2023年11月30日(木) 必着
メールアドレス info@mintuku.jp

「助成事業申請書」のデータは当財団のウェブサイトよりダウンロードできます。

「事業指定助成【事業発展型】申請書希望」を上記メールアドレスまでご連絡いただければ、お送りすることも可能です。

■提出書類一覧（チェックリスト）

	提出書類	
	助成事業申請書(HPよりダウンロード)	必須
	団体の概要資料(リーフレット、チラシ、写真等)	任意
	登記事項全部証明書(法人) または 役員名簿(法人以外)	インターネット上での情報開示(CANPANへ情報開示レベル★3つ以上で団体登録等)が困難な方 ※事業開始までに団体登録をお願いします。
	定款(コピー可)	
	決算書(コピー可)	
	報告書やパンフレット等の活動内容が分かる書類(コピー可)	

【提出方法】

下記①②いずれかの方法でご提出ください。

- ① 当財団事務局へ郵送、または当財団事務所まで持参
宛先 公益財団法人みんなで作る財団おかやま
住所 〒719-1131 岡山県総社市中央2丁目2-8 FLGB2階
→提出にあわせて、申請資料データをメールにてお送り下さい。
(件名は「事業指定助成プログラム申請」としてください)
メールアドレス info@mintuku.jp

- ② 申込みフォーム(下記 URL、または右記 QR コード)より提出
申込みフォーム : <https://forms.gle/wLopZXZ4AtajyE4K9>



6. 選考について

- (1) 当法人が設置する「事業指定助成選考委員会」による選考を行い、結果を文書で通知します。
- (2) 選考では「申請書類」および「CANPANで開示されている情報」「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで、選考基準をもとに選考委員の合議により、採択の可否と助成限度額を決定します。
- (3) 採択件数に定めはありません。選考基準をもとに申請事業ごとに選考します。
- (4) 選考会の判断により、助成限度額が申請額から変更（増減額）されることもあります。

【選考基準】

[1]申請条件の審査

選考基準	選考基準内容	参照資料・情報
事業指定助成プログラムの趣旨と条件への適合	岡山県内で活動するNPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体であること。	申請書 基本項目
	団体の所在地および連絡先が明確であること。	申請書 基本項目
	情報開示レベルを満たしていること。	申請書 基本項目
	事業指定助成プログラムの趣旨を理解していること(要綱8. 申請団体に実施していただくこと等)。申請理由が妥当であるか。	申請書 基本項目、項目9

[2]実施する事業内容の審査

選考基準	選考基準内容	参照資料・情報
2-1. 解決が求められている社会課題かどうか	地域の中で解決が求められる課題かどうか	申請書 項目1
	社会課題解決の原因の深堀りが行えているか	申請書 項目1
	目指すべき社会の状態が明確であるか	申請書 項目2
2-2. 申請事業が具体的に実施可能な内容であるか	取り組む社会課題について熟知していない第三者が理解できるレベルの具体的な実施内容であるか	申請書 項目3
	事業実施に必要な体制が整っているか(人員、機材、能力等)	CANPAN シェア・ウェブ情報等
	事業活動による効果(活動後にどのような状態になるか)が明確であるか	申請書 項目4
	寄付募集プランが事業指定助成プログラムを意識したものであるか	申請書 項目7
	事業実施に必要な予算が明確であり、公開できる内容であるか	申請書 項目10(1)
	寄付金額が目標金額に対して超過した場合の対応が明確であり、目指すべき状態へ近づく内容であるか	申請書 項目10(2) I
寄付金額が目標金額に対して不足した場合の対応が明確であり、規模縮小、部分実施等にて事業の目的を満たすことができるか	申請書 項目10(2) II	
2-3. 地域社会への発信がされているか	寄付者への事業報告方法が明確であり、実施可能であるか	申請書 項目8(1)
	地域社会への事業報告方法が明確であり、実施可能であるか	申請書 項目8(2)
2-4. 事業の発展性があるかどうか	目指すべき社会を実現するために事業発展することができるか	申請書 項目5

- ・審査は、原則として、相対評価でなく、絶対評価で行います。
- ・評価は、○、△、×で行い、すべての項目を満たせば(○になれば)、採用となります。
- ・△評価があった場合は、条件付きで採択する場合があります。(金額の変更や内容の一部変更等
- ・「2-4. 事業の発展性」については、今回の事業で目標を達成できる場合は、○でなくてもかまいません。

7. 参加団体が受けられるサポート

① 寄付の受付・決済

- a) 現金による寄付金受付、郵便振替口座の使用
- b) クラウドファンディングサイト コングラント による寄付集め
- c) 寄付者の管理及び寄付者への領収書発行

② 広報やPRのサポート

- a) 当財団のウェブやチラシ、新聞等のメディアを活用して協働でPR
- b) 当財団が主催するイベント等での事業内容の告知
- c) 申請団体から提供された情報を Facebook やブログで発信
(助成後の事業実施期間中においても団体情報の発信、イベントのご案内を致します)
- d) ソーシャルライターへの情報提供、動画作成依頼

※ (必要に応じて) 寄付募集計画の立案・研修などを含むコンサルティング

- a) 寄付募集計画の立案、計画設計の支援
- b) 寄付募集に関する合同研修への参加
- c) 団体内での寄付募集会議への当財団役職員派遣 (有料)

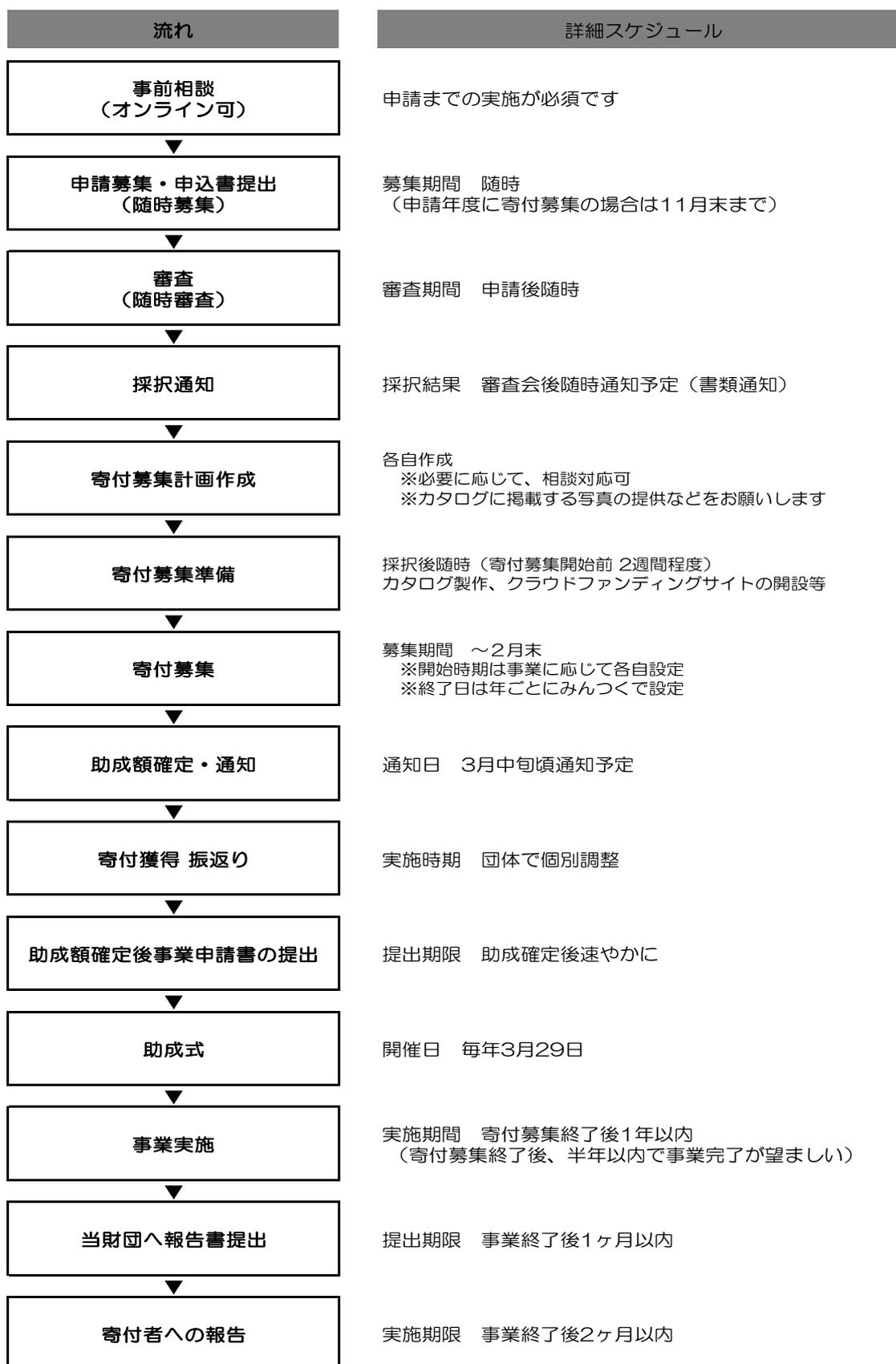
8. 申請団体に実施いただくこと (必須)

本プログラムは採択団体の皆様の寄付集めを当財団が支援しながら実施するものです。当財団がすべてを引き受け、寄付集めを代行するものではありません。

寄付集めには当事者が声を上げ、動くことが大切です。本機会を効果的なものにするために、以下の項目について実施をお願いいたします。

- ① 寄付金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的な・積極的な行動 (寄付のお願い)
- ② 定期的 (週 1 回程度) な活動状況や寄付のお願いの発信 (Facebook, ブログ等)
- ③ 寄付集めを呼びかけるイベント等への参加
- ④ 事業実施後の寄付者への報告 (申請内容による)
- ⑤ 地域社会への報告 (申請内容による)
- ⑥ 当財団主催の割り勘関係の報告会等への参加もしくは情報提供

9. 申請から事業実施までの流れ



※相談・申請は常時受け付けます。審査・選考は申請受付後、随時実施いたします。

参考：事業指定助成プログラム 助成事業申請書を書く際のポイント

申請書の構成を図式化すると下図のようになります。

申請書を書く際は、下図の番号順に考えていくと、内容の整理がしやすくなります。

何の事業をするかの前に、どのような課題に取り組み、それをどのような状態にしたいのかを考え、その為にはどのような事業の実施が必要なのか、と順番に考えていくことが重要になります。

これにより、取り組んでいる課題のことを知らない方々に対して、内容を分かり易く伝えることができ、その結果、寄付やその他の支援に繋がっていきます。

